

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程に定める
次期委員候補者選任方法 案

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程第 3 条 4 項で規定される、同委員会委員の後任の選任方法に関して、本資料の通り定めることの承認を求めらる。

選任方法

1. JPNIC 理事会は、有識者評価委員会（以下、委員会）委員の任期満了に際して、移管契約第 13 条検討委員会が 2012 年 9 月 28 日に答申し、JPNIC 理事会が採用した「有識者評価委員会委員に関する人選基準」に照らして検討の上、次の任期の委員を選任するものとする。
2. 委員会は、JPNIC 理事会による 1. の検討に資するため、次の任期の委員の推薦を行うことができる。

以上